

栃木県社会保険労務士会への登録 入会手続き

試験に合格した方は、各都道府県社会保険労務士会を通して全国社会保険労務士会連合会の名簿に登録し、(登録番号が発行される)社会保険労務士証票が交付されて初めて社会保険労務士を名乗ることができます。

登録と同時に各都道府県社会保険労務士会に入会する必要があります。

登録・入会

登録のためには、労働・社会保険諸法令に関する実務経験が2年以上必要です。

実務経験がない場合は、全国社会保険労務士会連合会が実施する事務指定講習を修了することで実務経験あるものと認められます。

登録・入会の手続きは各都道府県社会保険労務士会で行います。

登録に必要な書類

1. 社会保険労務士登録申請書 (正本1枚、副本2枚の3枚複写)
2. 労働社会保険諸法令関係事務従事期間証明書 (合格の前後を問わず通算して2年以上労働社会保険諸法令に関する事務に従事した事についての事業主の証明 [昭和56年の合格者までは不要]) または実務経験指定講習修証書の写
3. 社会保険労務士試験合格証書 (合格通知書の写し)
4. 戸籍抄本1通 (3カ月以内のもの) (*合格時と氏名が違う場合のみ必要)
5. 住民票1通 (3カ月以内のもの)
6. 顔写真1枚 (タテ3cm×ヨコ2.5cm、カラー白黒可、裏面に氏名記入)
7. 写真票1枚

登録の費用

1. 登録免許税 (収入印紙) 30,000 円	※当会では購入できませんので、ご用意ください
2. 登録手数料	30,000 円

入会手続き

入会に必要な書類

1. 入会届

入会の会費等（栃木県社会保険労務士会）

区 分	入 会 金	会 費		備 考
		年 額	月 額	
開業社会保険労務士	150,000 円	84,000 円	7,000 円	登録初年度は、月割り 計算とする
その他・勤務 社会保険労務士		84,000 円	7,000 円	
社会保険労務士法人	300,000 円	120,000 円	10,000 円	開業会員 1 人分

※詳細は、栃木県社労士会事務局までお問い合わせ下さい。